

法令適用事前確認手続（回答書）

職需発 1011 第 1 号
令和 5 年 10 月 11 日

合同会社 ALA
代表社員 岩館 和央 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

令和 5 年 8 月 22 日付けをもって照会のあった件につきまして、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令（平成 14 年厚生労働省訓第 29 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会の対象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならない。

2 照会のあった行為が照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならないことに関する見解及びその論拠

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の規定については、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることを有料で業として行おうとする場合に、当該行おうとする者が同法第 30 条 1 項に規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受ける必要があることを定めるものである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項の規定については、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること（以下「労働者派遣」という。）を業として行おうとする場合に、当該行おうとする者が労働者派遣法第 5 条第 1 項の規定に基づく労働者派遣事業の許可を受ける必要があることを定めるものである。

本照会において、貴社が行おうとしている行為は、介護や身の回りの手伝い

を希望する利用者と福祉系資格所持者の個人をマッチングするアプリ及びサイトの提供であるところ、これが業務委託のプラットフォームの提供である限りにおいては、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんするものではないことから、職業安定法に定める有料職業紹介事業には該当しない。また、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させるものではないことから、労働者派遣にも該当しない。

したがって、本照会のあった行為を行う場合には、職業安定法第 30 条第 1 項及び労働者派遣法第 5 条第 1 項の適用の対象とはならない。

以上